

博士（商学）学位申請論文
概要書

保険契約会計の研究

羽根 佳祐

2017年4月27日提出

1. 研究の目的

現在、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) を中心に、保険契約会計に関する基準開発作業が進められているが、プロジェクト開始から実に 20 年近くの歳月が流れている。この基準開発作業の長期化の背景には、ストック (資産・負債) の評価を重視した会計モデル (ストックモデル) とフロー (財や用役の流れ) の配分計算を重視した会計モデル (フローモデル) のいずれに依拠して基準開発を進めるかについて、基準設定主体と利害関係者間で意見対立が生じたことが挙げられる。IASB は当初、保険契約会計基準の策定プロジェクトにおいて、ストックモデルに依拠した基準案を提示したが、利害関係者の理解を得ることができなかった。このため、IASB による保険契約プロジェクトでは、利害関係者の意向を汲む形でストックモデルからフローモデルへと揺り戻しがなされているのが現状である。

そこで本研究では、会計基準の国際的なコンバージェンスの流れの中で、日本でも今後予定される保険契約会計の制度化に向けて、保険契約会計を巡るストックモデルとフローモデルとの会計モデル間対立から生じる問題を明らかにし、その解消に向けた帰着点を検討することを目的としている。

保険契約会計のあり方としてストックモデルが注目された背景には、プロジェクト発足当時の IASB が公正価値会計¹を支持する立場にあったことに加え、保険業を取り巻く周辺制度においてストック志向の測定モデルが提案ないし採用されてきたことがある。

伝統的に採用されてきた保険 (契約) 会計実務はしばしば「ブラック・ボックス」と評されることがある。ブラック・ボックス状態を長年批判されてきた各保険会社は、現行の保険会計実務を変えるというよりも、会計情報を補完する「補足情報」の開示を拡充することでブラック・ボックス解消に尽力してきた。そのような「補足情報」には、保険会社の株主に帰属する企業価値を伝達しようとするエンベディッド・バリュー (Embedded Value: EV) が含まれる。この EV の算定には、経済価値ベースでの資産・負債評価が不可欠である。

また、保険会社のソルベンシー規制においても国際的な潮流は、経済価値ベースでの資産・負債評価に焦点が当てられている。保険会社の全社的リスクマネジメント

¹ 本研究では、公正価値は、出口市場に基づく測定値 (出口価格) を指す。なお、時価は、市場において形成されている取引価格 (あるいは、市場での取引を仮定し、合理的に算定された価額) を指し、(特にことわりがない限り) 出口価格ないし入口価格を区別していない。

(Enterprise Risk Management: ERM) においても経済価値ベースの資産負債管理 (Asset Liability Management: ALM) が不可欠のツールとして認知されている。IASB が保険契約会計においてストックモデルを推進してきたのは、経済価値ベースの ALM が浸透しつつある中で、取得原価主義に基づく現行の保険会計実務が ERM/ALM 達成の大きな障壁として指摘されてきたこととも無関係ではない。

IASB の前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) は、1997 年 4 月より保険会社の提供する会計情報自体の有用性、また各国間の比較可能性を高めるべく、国際的な保険契約会計基準の開発作業を始めた。日米に代表される当時の保険会計実務では、保険料収益と保険金・給付金との適切な期間対応を重視するために、概念フレームワーク上の資産・負債の定義を満たさない計算擬制的な項目の計上が許容されることがあった。IASC は、このことを問題視し、保険会社の経済的実態を示せるよう、ストックの再評価を行うことにその解決策を見出した。IASC から IASB へと組織改編がなされた後もこの方針は引き継がれ、IASB では保険契約会計への公正価値モデルの採択を目指し審議が進められることとなる。すなわち IASC/IASB は、収益・費用の期間的対応を重視する繰延対応アプローチ (deferral and matching view) から、資産・負債の価値評価を重視する資産負債測定アプローチ (asset and liability measurement view) への転換を図った。

しかしながら、保険業を取り巻く周辺制度では経済価値ベースでの資産・負債評価が取り入れられる一方で、保険契約会計では、純粋なストックモデルの採用には至らない方向にある。このことは、リスクマネジメントなどの観点から経済価値評価の意義は認められつつも、それはストック情報の有用性のみには当てはまることであって、単なるストックの変動ではないフロー情報を伝達することに保険契約会計の役割があることを示しているように思われる。

そのため本研究において、保険契約会計基準の開発作業が長期化した要因の探求、さらにはソルベンシー規制等の保険業を取り巻く周辺制度と対比した際の「保険契約会計固有の意義」を明らかにすることは「利益測定を支えてきた基礎概念」の意義を再評価することにつながるであろう。

2. 研究方法と構成

本研究では、保険契約会計の基準設定における長い論争の根底には、ストックモデル

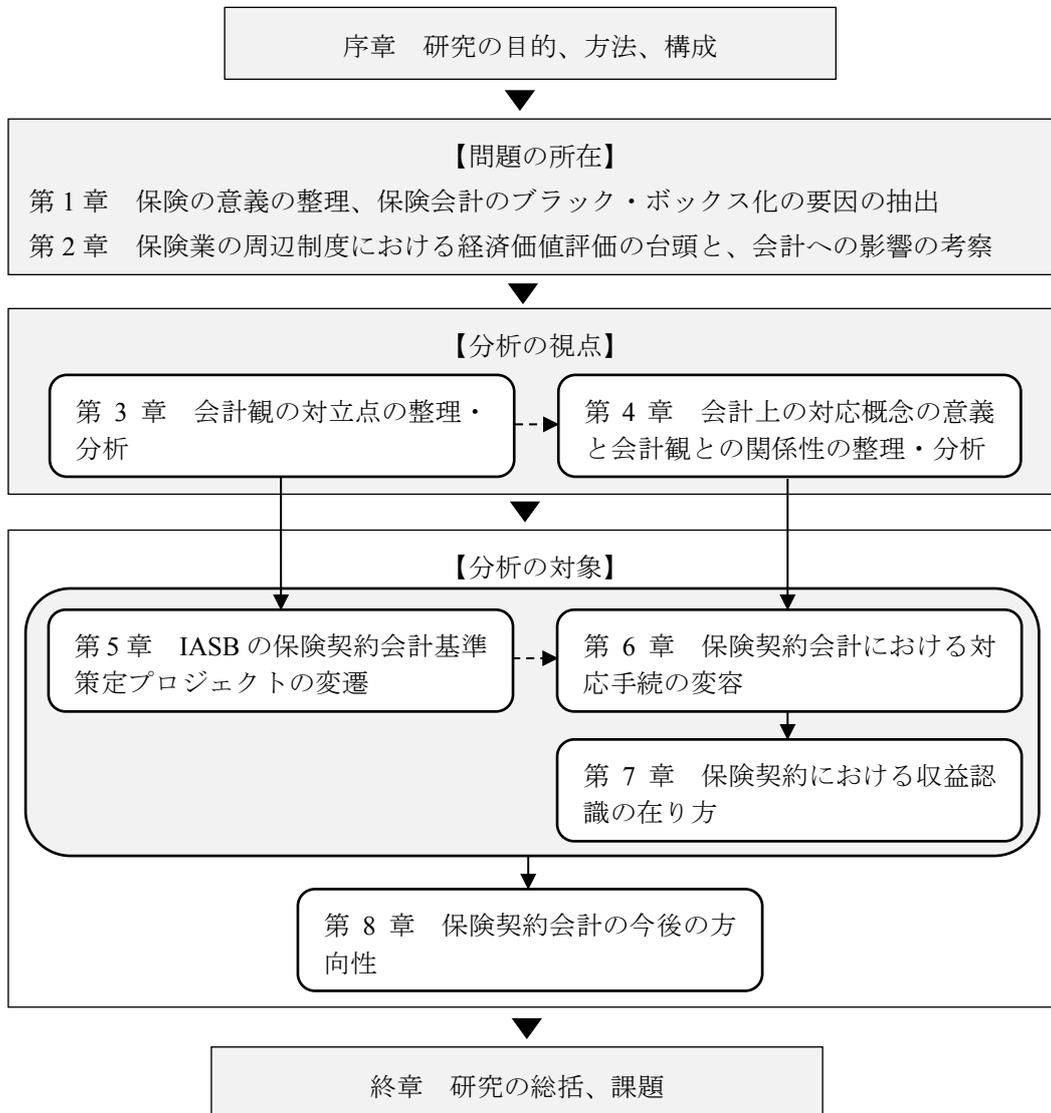
とフローモデルの対立が色濃く反映されているという仮定に基づき、2つの会計モデルの対立に起因する会計観の対立点、および会計観の移行に伴う財務会計の基礎概念の変容問題を分析の視点として、保険契約会計基準の策定作業を巡る問題および保険契約会計におけるモデル間対立の帰着点について検討を行う。

本研究の構成は次の通りである（図表1）。第1章、第2章では、保険契約会計を分析対象とするに当たり、その基本的な体系および問題の所在を整理する。第3章、第4章では、本研究の分析の視点の構築を行う。第3章では会計観の対立、第4章では会計観の移行に伴う会計上の対応概念の変化について考察を行う。第5章、第6章、第7章、第8章では、第3章および第4章での考察をもとに、保険契約会計における会計モデル間対立について検討を行う。終章では、本研究の総括と残された課題を提示する。

第1章では、保険契約会計の基本的な体系および問題の所在を整理するに当たり、保険会計のブラック・ボックス化をもたらした要因の抽出を行う。本章ではまず、保険契約会計における会計モデル間対立を論ずるに先立ち、保険契約会計が対象とする「保険契約」ないし「保険（サービス）」の意義について整理する。また、保険会計がブラック・ボックス化した要因の抽出を行うため、日本の保険業法に基づく保険会計実務について確認する。

第2章では、IASBが主導する保険契約プロジェクトのみならず、保険業を取り巻く周辺制度においても「経済価値ベースの資産・負債評価」を共通項として制度作りが進められている現状を整理するとともに、それら周辺制度と会計制度の異同を明らかにする。IASBの保険契約プロジェクトに対して、経済価値評価が行われている国際的なソルベンシー規制などの周辺制度との整合性を求める声が寄せられている。ただし、保険契約会計とソルベンシー規制などの周辺制度では制度目的が異なるため、周辺制度にみられる規定が必ずしも会計に適合するとは限らない。周辺制度との対比を行うことで、保険契約会計に求められる役割がより明確になるものと考えられる。

図表 1 本研究の構成—各章の内容とその関係性—



第3章では、本研究における分析の枠組みを構築するために保険契約会計からいったん離れて、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) と IASB による概念フレームワークの策定プロジェクトの変遷を辿りながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点の抽出を行う。対立点の抽出に当たり、本章では1970年代から80年代にかけて審議がなされた FASB の概念フレームワーク策定作業から、近年の FASB と IASB のフレームワーク改訂の共同プロジェクトに至る変遷を取り上げる。

さらに第4章では、会計上の対応概念の意義と会計目的との関係性を整理する。収

益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつとして、期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた。しかし、「対応」についての解釈が論者によって異なることがかねてより指摘されてきた。この「対応」の見解の不一致が本質的な問題を引き起こすのは会計観の相違に起因する場合である。本章では、対応概念（対応手続）に関する代表的な見解を取り上げ、収益費用アプローチのもとでの対応観と資産負債アプローチのもとでの対応観の相違について整理する。

第5章では、第3章の視点を踏まえて、IASBの保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計における会計モデル間対立について明らかにする。また本章では、保険契約プロジェクトが長期化した要因についても考察を加える。プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつは、まずIASBの掲げた資産負債測定アプローチが利害関係者の理解を得られていなかったことが挙げられる。いまひとつの要因として、FASBとのコンバージェンス作業が失敗したことも挙げられる。FASBとIASBのコンバージェンス作業が失敗した背景にもストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立がある。

第6章では、第4章の視点を踏まえて、保険契約会計における会計モデル間対立を、対応概念の変容に焦点を当てて考察する。IASBは、保険契約会計における「理想的な測定モデル」として、ALMを念頭に置いた、資産・負債のマッチングを達成できる会計モデルの構築を目指してきた。本章では、基準設定主体のこのような思惑とは裏腹に、利害関係者の多くがこの資産・負債のマッチングに全面的な賛同を寄せず、またIASBは利害関係者の要望を受け入れる形で、当初思い描いていた資産・負債のマッチングを基軸とした「理想的な会計モデル」と乖離したものを提案せざるを得ない状況にあることを明らかにする。そして、利害関係者の多くが、保険契約会計における資産・負債の経済価値評価の必要性を認めつつも、実現・対応を基軸に置く従来の期間損益計算の枠組みに意義を見出している点を明らかにする。

第7章では、第6章の検討結果を補強するために、保険契約の収益認識問題に着目して、保険契約会計には実現・対応を基軸に置く期間損益計算の枠組みに依然として意義が見出されている点を明らかにする。本章では、伝統的な「実現」から国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」の「履行義務の充足」までの収益認識規準を概括し、収益計上の適格要件を明らかにしつつ、保険契約会計に求められる収益認識規準の要件の抽出を行う。

第8章では、保険契約会計の展望について考察する。IASBの保険契約プロジェクト

は、ストックモデルからフローモデルへの部分的な回帰を通じて、「ストックモデルとフローモデルの折衷モデル」として纏まりつつある。本章では、このモデルが情報利用者のニーズをいかなる点で満たし得るか考察する。また、これまでの検討を踏まえたいうえで、保険契約会計のあり方についての試案を示す。

終章では、本研究における成果を総括するとともに、残された課題について言及する。各章の目次は以下の通りである。

- 序 章 問題の所在と構成
- 第 1 章 保険契約会計の基本構造
- 第 2 章 保険業を取り巻く周辺制度
- 第 3 章 会計観の共生と相剋
- 第 4 章 会計上の対応概念の意義とその変遷
- 第 5 章 保険契約会計の会計モデル間対立
- 第 6 章 経済価値ベースの ALM と伝統的な対応概念の意義
- 第 7 章 保険契約の収益認識
- 第 8 章 保険契約会計の展望
- 終 章 総括と課題

3. 本研究の概要

第 1 章 保険契約会計の基本構造

本章では、保険契約会計の基本的な体系および問題の所在を整理するに当たり、保険会計のブラック・ボックス化をもたらした要因の抽出を行った。本章ではまず、保険契約会計における会計モデル間対立を論ずるに先立ち、保険契約会計が対象とする「保険契約」ないし「保険（サービス）」の意義について整理した。保険の機能は「リスク分散」にあり、保険者（保険会社）は、保険契約者からの移転によって引き受けたリスクを、プーリング・アレンジメントなどを通じて軽減するリスク制御を行う主体として意義づけられる（米山 2008, p.72）。

保険会社は、リスクのプーリング・アレンジメントを通じた「リスク分散」という保険サービスを保険契約者に提供するために、多数の契約を締結し、契約者からリスクを

集積する必要がある。リスク引受の対価として契約者から徴収された保険料は「共通準備」(水島 2006, p.15)として集積され、それを原資として資産運用が行われるとともに、保険事故が生じた際にはその共通準備から保険金・給付金が支払われる。保険業では基本的に前払確定保険料主義が採用されているため、保険サービスの対価(保険料)が保険サービスの原価(保険金・給付金)の確定前に企業に流入することとなる。加えて、原価の確定は保険契約期間が長期化するほど先延ばしになる。このため、保険会社には責任準備金(保険負債)という形での資金が多額に蓄積される。したがって、保険会社の資本構造は責任準備金はその大半を占め、責任準備金の適切な評価が保険会計の中心問題となる。

責任準備金ないし保険負債は、契約者に対する将来の債務の履行に備えるために積み立てるべき義務を示す。このため、保険負債は債務の確実な履行がなされるよう保守的に評価されることは希ではない。日本では、保険会計は保険業法に基づく法定会計として整備されてきた。保険業法の目的は保険契約者保護にあり、保険法定会計の目的も保険業法の目的に沿うよう、保険会社の財務健全性の確保に向けられ、その達成手段として配当可能利益の適正な算定などに重きが置かれている。配当可能利益の適正な算定は、保険金・給付金の支払原資となる企業財産が不当に社外流出されることを避けるという意味において、保険契約者保護につながる。このために、保険法定会計には、保守的な会計慣行が随所に取り入れられている。それは主として、(1) 責任準備金(その他の準備金)の積立て、(2) 保険料の収益認識、(3) 保険会社が保有する有価証券の評価に際立って現れる。

特に責任準備金の積立てに関して、日本の法定会計のもとでは、契約初期において厚い積立てが達成できる平準純保険料方式が原則的な方式とされ、また責任準備金の計算に用いられる基礎率にも一定の安全割増を持たせるための下限が定められている。また、責任準備金は每期再評価はなされず(ロックイン方式)、(積立て不足が発生しない限り)責任準備金の計算に契約時の計算基礎率を継続して使用することとなり、取得原価主義に根ざした会計実務が採られている。この背景には、責任準備金をその時点の金利の変動に基づき再評価すれば、負債の長期性から多額の評価差額を計上することとなり、これを損益とみなすことは適切ではないとの考えを踏まえたことがある(荻野 2000, p.78)。

保険法定会計における保守的な会計慣行は、そのすべてではないものの、一般目的の

保険会計において取り入れられることがある。米国では、一般目的会計においても多くの保険負債の会計処理にはロックイン方式が採用されてきた。超長期に及ぶことも希ではない保険契約において、保険負債が原価評価されるために、また保守的な処理が採用されるために、契約ないし負債の経済的な実態が不明瞭となることが「保険会計のブラック・ボックス化」を招いた主因といえよう。このような認識が IASB の基準策定作業のモチベーションとなったと思われる。

第2章 保険業を取り巻く周辺制度

本章では、IASB の主導する保険契約プロジェクトのみならず、保険業を取り巻く周辺制度においても「経済価値ベースの資産・負債評価」を共通項として制度作りが進められている現状を整理した。国際的な保険監督機関である保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors: IAIS) からは経済価値ベースでの ALM に関する指針が公表されるなど、議論が活発に行われている状況にある。また ERM においてもリスク管理上、さらには収益管理上、経済価値ベースでの資産・負債の把握が必要となる。すなわち、保険会社のソルベンシーないし健全性評価のみならず、収益性評価においても「経済価値ベースでの資産・負債評価」の必要性が指摘されるに至っている。

経済価値ベースの ALM のもとでは、資産・負債の差額としてのサープラスの変動をコントロールし、その安定化ないし最大化を図ることが目的とされる。また、その変動性を通じて保険会社の抱えるリスクを適時に把握することができる。IASB の保険契約プロジェクトに対して、情報作成のコストを低減できるとの観点から、国際的なソルベンシー規制などの周辺制度との整合性を求める声が寄せられているのも事実である。経済価値ベースの ALM (ないしソルベンシー規制などのフレームワーク) の導入を支持する立場からしてみれば、保険負債が原価評価される現行の会計実務は、その導入の最大の障壁として捉えられることも少なくない。

ただし、会計制度とソルベンシー規制などの周辺制度では制度目的が異なるため、「経済価値ベースでの資産・負債評価」を求める背景もまた異なる点には注意が必要である。ソルベンシー規制と EV における経済価値ベースでの資産・負債評価の目的は、いずれも評価日時点における保険会社の純資産価値の把握にある。ソルベンシー規制では、純資産をリスク・バッファーとみなし、EV では、タイムリーな業績報告ができるよう「株

主にとっての価値」を直接的に測ることが意図されている。各制度の調和化は情報作成コストの削減の観点からは意義があるとしても、会計（財務報告）の主目的は企業のリスク・バッファを測定することでもないし、ましてやEVのように企業価値そのものを伝達することでもない。EVは、株主資本価値そのものを測定することに主眼が置かれている一方、会計は、投資家が株主資本価値を算定するにあたり用いられるインプット情報を提供することに主眼が置かれている。

IASBによる保険契約会計の策定プロジェクトでは、純粋なストックモデルとして基準化には至らない方向性にある。このため、従来の「ブラック・ボックス」の解消が望まれつつも、経済価値ベースでの資産・負債評価がなされる周辺制度とは異なる、それ固有の意義が保険契約会計にはあるものと推察される。この保険契約会計に求められる固有の役割を明らかにするのに先立ち、つづく第3章、第4章では、本研究の分析の視点を構築することとした。

第3章 会計観の共生と相剋

本章では、本研究における分析の枠組みを構築するために保険契約会計からいったん離れて、FASBとIASBによる概念フレームワークの策定プロジェクトの変遷を辿りながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点の抽出を行った。

収益費用アプローチおよび資産負債アプローチは「フローとストックいずれに焦点を当てて利益測定を行うか」という会計観を示したものであるが、両者は必ずしも対立関係にあるものとは限らない。これは、資産・負債（ストック）の定義を利益測定の必要条件とみなすか十分条件とみなすか、資産負債アプローチの捉え方によって異なってくる（辻山 2007）。資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識の必要条件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互補完的な役割」を果たす（辻山 2007, p.19）。他方、資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識・測定の必要かつ十分条件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互排他的な関係」となる（辻山 2007, p.18）。

1970年代から80年代にかけて行われたFASBの概念フレームワークの策定作業では、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチのもと、従来の収益費用アプローチに基づく会計実務が抱えていた問題点（計算擬制的な項目の計上）の解消に向けた取り組みがなされていたといえる。すなわち、資産負債アプローチに基づき財務

諸表の構成要素は定義されるものの、それらの認識・測定については、収益費用アプローチに基づく「実現・稼得」が引き続き維持されていた。FASB の概念基準書では純利益（稼得利益）の定義はなされていないものの、その特性に関して「現金収支の流出入」と関連づけられるとする記述が見られた。したがって、FASB 概念基準書のもとでは、測定のアンカーとして「現金収支」を求める収益費用アプローチの計算構造が想定されているといえる。

しかしその後、FASB と IASB による概念フレームワークの改訂プロジェクトでは、収益費用アプローチ（ないし相互補完的な資産負債アプローチ）から相互排他的な資産負債アプローチへの転換が図られた。相互排他的な資産負債アプローチへの転換は、究極的には全面公正価値会計への移行を意味する。改訂プロジェクトでは、全面公正価値会計への布石とも読み取れる提案が次々となされた。

当初なされた主な提案は（1）財務報告における受託責任の位置づけの変更、（2）資産の定義の変更、（3）質的特性における信頼性の削除である。FASB と IASB の共同プロジェクトでは、これらの提案のうち、会計目的における受託責任について明示的な言及を避けた点と、信頼性を表現の忠実性へ置き換えた点は達成できたが、資産をはじめとする構成要素の定義の変更までは至らず、また認識・測定問題に踏み込めないまま共同プロジェクトは物別れとなった。しかし、IASB の単独プロジェクトとなった概念フレームワークの更なる改訂プロジェクトでは、構成要素の定義、その認識・測定に関して審議が進められている。

構成要素の認識規準に関しては、従来 of 蓋然性要件と信頼性要件を削除し、これに代えて質的特性、特にレリバンス（relevance）と表現の忠実性の基本的特性から判断する方針が示されている。また、資産・負債の測定基礎の候補として歴史的な原価と現在価値（current value）が示され、その選択指針にも基本的特性が用いられることが提案されている。なお、測定基礎の選択には「測定の不確実性」の程度が影響するとされている。測定の不確実性は、旧来のフレームワークの「信頼性」に代替する特性であり、公正価値会計の適用拡大に対する懸念を払拭すべく導入されたものである。すなわち、測定の不確実性が高い場合、情報のレリバンスが毀損され得ることが指摘されている。ただし IASB の草案では、測定の見積もりの不確実性は「開示情報の拡充」によって補完されるとの立場も示されており、「測定の不確実性」が測定基礎の選択にどれ程の影響を与えるかは明らかではない。

第4章 会計上の対応概念の意義とその変遷

さらに本章では、会計上の対応概念の意義と会計目的との関係性について整理した。収益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつとして、期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた。しかし、「対応」についての解釈が論者によって異なることがかねてより指摘されてきた。この「対応」の見解の不一致が本質的な問題を引き起こすのは、それが前章でみた会計観の相違に起因する場合である。そこで本章では、対応概念（対応手続）に関する代表的な見解を取り上げ、収益費用アプローチのもとでの対応観と資産負債アプローチのもとでの対応観の相違について整理した。

Beams (1961, p.91) によれば、会計上の対応は、収益と費用との間の機能的な関係性を認識し、客観的な規準の適用を通じて事前に決定された独立変数に照らして、従属変数を決定する手続きとして定義されている。収益費用アプローチの対応観のもとでは、収益と費用の機能的な関係は伝統的に因果関係に求められてきた。また、収益費用アプローチの対応観のもとでは、独立変数は通常収益が想定され、収益の客観的な認識規準として実現基準が採用されてきた。

収益費用アプローチの対応観を示した代表的な文献である Paton and Littleton (1940) ではまさに上記の損益計算構造が採用されている。Paton and Littleton (1940) は会計目的として受託責任に重きを置く。そして、利益数値には「経営効率性」の尺度としての役割が期待される。Paton and Littleton (1940) では、収益獲得が利益創出活動の終点として位置づけられており、そこで収益と費用の因果が確定することになる。費用は企業努力をあらわし、収益はその努力に対する成果とみなされ、これらを対比することで経営目標の達成度合を把握することになる。期間損益計算は投下資本の回収計算であり、努力と成果の対応計算が収益費用アプローチの中核として位置づけられる。

Edwards and Bell (1961) は、Paton and Littleton (1940) の損益計算の基本的な枠組みを引き継ぎ、利益数値を経営効率性の指標と捉えながらも、主たる会計目的として経営意思決定を重視する。Edwards and Bell (1961) は、その目的のために、努力と成果の対応計算の精緻化を図り、収益認識（成果測定）に当たっては収益額に資金的な裏付けが伴う実現主義を維持しつつ、費用計算に時価評価を導入する。この場合の時価はカレント原価（current cost: 財貨ないし用役を生産するのに使用したインプットを、現在取得

するための原価)であり「購入時価 (entry value)」である。Edwards and Bell (1961) では、費用性資産を時価評価するとはいっても、カレント原価 (費用) をカレント売価 (実現収益) へ対応させる因果追求の計算構造が維持されている。

資産負債アプローチの対応観では、上記の損益計算構造が変容し得る。前章で確認したように、資産負債アプローチは、収益費用アプローチとの関係から「相互補完的」なものと「相互排他的」なものに分けられる。相互補完的な資産負債アプローチの対応観であれば、実現収益に費用を対応させるという収益費用アプローチの計算構造は基本的に維持され、資産負債アプローチの役割は、資産・負債性を有さない計算擬制的項目の排除に向けられる。そこでは、収益費用アプローチのもとでも厳密な因果関係を特定しにくい間接費について、繰延可否を判断するに当たり、将来収益との対応関係を相関関係から捉えることが意図されているといえよう。相互補完的な資産負債アプローチの対応観では、支出額の繰延可否を正確に行うことを通じて、配分計算の精緻化が図られている。収益費用アプローチを補完する形で資産負債アプローチを取り入れた場合、因果を追求する計算構造 (実現収益→費用) には変化はないと考えられる。

他方、収益費用アプローチと相互排他的な資産負債アプローチの対応観のもとでは、もはや収益費用アプローチの計算構造が維持されることはない。この対応観の特徴は、費用会計のみならず収益会計にまで時価評価が導入されていることにある。このため、たとえば Bedford (1965) の対応観は、Paton and Littleton (1940) のように努力と成果がひとつの計算構造の中で有機的に結び付いているというよりも、企業活動のインプットとアウトプットそれぞれの価値を別個の評価基準で測り、特定の活動を媒介として対比させるものである。特に、生産活動の成果の算定において売却時価が用いられることで因果追求の構造は断ち切られている。また Storey (1978) の対応観には、有機性を欠いた損益計算構造が如実に現れている。Storey (1978) では、収益と費用の認識は互いを考慮することなく行われ、それぞれの期間帰属が決定される。Bedford (1965) および Storey (1978) はともに、収益が販売活動のみから生じるのではなく、生産活動全体を通じて生じるとの認識のもと、収益計上のタイミングの正確性を追求するがために実現主義を放棄したのである。

収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が重点移行することに伴って、収益と費用の対応手続にも機能変化がみられた。顕著な変化は、対応関係にある項目を関連づける基準が「因果」から「相関」関係へと変化する点である。このため、対

応計算の結果として計算される利益数値の性格も大きく変容することとなる。Paton and Littleton (1940) で想定されていたような「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」として利益情報を活用する場合、利益情報の客観性と確実性（不可逆性）がより強く求められる。このため、利益創出活動が完了（すなわち、収益が実現）し、費用項目と収益項目の因果律が成立していることが望まれる。

その一方で、会計目的として「投資意思決定に資する情報の提供」（もしくは Bedford (1965) でみられたように各利益創出活動の効率性の伝達）に焦点が当てられる場合、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」に求められるのと同程度の客観性と確実性がそこで要求されるとは限らない。むしろ、Storey (1978) のいう「未来志向の意思決定を形成するための情報」を提供するためには、厳密な因果律の成立を待つことなしに、情報の適時性が追及されることになり得る。そのような情報提供のあり方の一つが（収益会計への）時価会計の導入であり、この場合、評価損益の対応計算は因果ではなく相関関係に依拠せざるを得ない。このため、資産負債アプローチに基づく対応観には「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄である。

第 5 章 保険契約会計の会計モデル間対立

本章では、第 3 章の視点を踏まえて、IASB の保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計における会計モデル間対立について明らかにした。保険契約会計における会計モデル間対立は、会計観の対立として現出した。日米における従来の保険会計実務は、繰延対応アプローチに基づくものとされ、収益・費用の対応計算に重きが置かれたものとされる。第 1 章では、法定会計に基づく日本の保険会計実務を確認したが、法定会計の場合、過度に保守的な会計慣行が採られることもあり、そのために収益と費用の対応計算が阻害されることがある。このため第 5 章では、まず繰延対応アプローチの本質ないし特徴を明らかにするに当たり、米国の一般目的の保険会計基準を概括した。

IASB は、繰延対応アプローチに根差した会計処理が保険会計のブラック・ボックス化をもたらしたとして、資産負債測定アプローチに基づく保険契約会計基準の策定に取り組むことになった。IASB の掲げる資産負債測定アプローチのもとでは、概念フレームワークの資産・負債の定義がその認識の必要十分条件とみなされ、保険負債に対して現在価値評価の適用が支持された。資産負債測定アプローチは、第 3 章で確認した収益

費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチに他ならない。

IASB の保険契約プロジェクトでは、資産負債測定アプローチのもと、2007 年の討議資料において現在出口価値（公正価値）モデルが提案されるに至った。しかしながら、当該モデルは、利害関係者の多くの支持を獲得することはできなかった。すなわち、履行を前提として保有されるべき保険負債に対して「移転価値」である公正価値を適用し、その結果として、保険負債の評価に保険会社の信用リスクの影響が反映される点や、保険契約を未だ履行していないにもかかわらず初期利得が計上される点に疑問が寄せられたのである。また、保険負債（の構成要素）の変動から損益を捉えようとする業績報告様式に対しても批判が寄せられた。

IASB 保険契約プロジェクトでは、これらの批判点について利害関係者の意向に沿うよう提案内容を修正していくことで、当初想定されていた純粋なストックモデルからフローモデルへの揺り戻しがなされることとなる。たとえば、経済価値ベースの保険負債評価モデルは基本的に維持されるものの、現在価値評価の結果として当初認識時に初期利得が計上される場合、当該利得部分は契約上のサービス・マージン（CSM）として保険負債の一部として繰り延べられることとなる。当該マージンは、契約に関連する将来キャッシュフローや、リスク調整（マージン）の見積もりの変更に対する変動に対して調整されるものの、それ自体の再評価はなされず、保険期間にわたり規則的に償却される。ここでは、ストック評価を重視する会計思考とフローの配分を重視する会計思考が混在している。

IASB の保険契約プロジェクトの歴史は、ストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立を解消することに注力してきた歴史ともいえる。この問題の解消まで実に 20 年近くの歳月を要している。第 5 章では、保険契約プロジェクトが長期化した要因についても考察を加えた。プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつは、まず IASB の掲げた資産負債測定アプローチが利害関係者の理解を得られていなかったことが挙げられる。いまひとつの要因として、FASB とのコンバージェンス作業が失敗したことも挙げられる。このコンバージェンス作業が失敗した背景にもストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立がある。

FASB と IASB の対立点は、保険負債を構成するマージンの取り扱いについてであった。IASB はリスク調整と CSM を別個のマージン項目として区分するアプローチを支持する一方、FASB は両者を区別せず単一のマージンとして認識するアプローチを支持し

た。IASB は、リスク調整の測定を通じて、契約に内在するリスクの変動に関する情報を情報利用者に伝達でき、また経営者の恣意性が介入する余地のある配分手続を要するCSMの金額を少なくできる点に優位性を認めている。他方、FASB は、リスク調整の評価技法が確立されていない現状を踏まえ、その測定が主観的なものとなると批判する。

FASB と IASB のマージンに対するアプローチの違いは、いかなる情報にレリバンスを認めるかの相違でもあった。IASB によれば、近年の保険会社によるリスク管理の重要性に鑑みると、契約に内在するリスク情報は、情報利用者の将来予測の重要なインプット情報となる。そのため IASB は、リスク情報を直接伝達しない FASB のアプローチについては「リスクおよびその変動に関する、レリバントで、忠実に表現された情報を提供するものではない」という認識である。

他方、FASB では、マージン情報が提供すべき情報として、IASB のように「リスク、およびその変動に関する情報」に焦点が当てられているのではなく、「保険契約からの潜在的な利益に関する情報」に焦点が当てられている。FASB によれば、マージン情報は、保険契約の当初認識時点における潜在的な利益のベンチマークと、未だ不確実性に晒されている潜在的な利益の金額についての現時点における評価を伝達する。さらに、単一マージンアプローチにしたがえば、マージンは、将来キャッシュフローの変動性が低減するにしたがって収益認識されるが、FASB によれば、その変動性などの見積もりに関する情報は、潜在的な利益の実現についての利用者の過去の評価に対するフィードバックを提供するとされている。

以上のように、両審議会は、マージンが表現すべき経済的事象は何か、レリバントな情報とはいかなる情報か、について合意を得ることができず、コンバージェンス作業は事実上破綻することとなった。両審議会が「何がレリバントな情報であるか」についてコンセンサスを形成することができなかったのは、それぞれが異なる会計モデルに依拠していた（あるいは、重きを置いていた）ためであった。

第6章 経済価値ベースの ALM と伝統的な対応概念の意義

本章では、第4章の視点を踏まえて、保険契約会計における会計モデル間対立を、対応概念の変容に焦点を当てて考察した。IASB は、保険契約会計における「理想的な測定モデル」として、ALM を念頭に置いた、資産・負債のマッチングを達成できる会計モデルの構築を目指してきた。IASB では、資産と負債との間に生じる「報告すべきミ

スマッチ」と「解消すべきミスマッチ」に分けてそれぞれの意義が示されている。前者は経済的ミスマッチ(economic mismatch)であり、後者は会計上のミスマッチ(accounting mismatch)である。経済的ミスマッチは、資産と負債の価値ないしキャッシュフローが経済状況の変化に対して異なる反応を示す場合に生じるミスマッチであり、資産と負債とのデュレーションのミスマッチなどが挙げられる。経済的ミスマッチは、経済価値ベースのALMを念頭に、当該ALMによって完全に管理しきれなかったボラティリティである。他方、会計上のミスマッチは、資産と負債とで会計処理方法が異なるために生じるミスマッチである。たとえば、資産は時価評価する一方、負債は原価評価する際、資産の評価差額を純利益で認識すれば貸借対照表と損益計算書上でミスマッチ(ボラティリティ)が生じる。

なお、会計上のミスマッチは①測定属性間の不一致と②損益認識時点の不一致から生ずる。①の解消は、資産・負債の測定属性を合わせることで純資産の変動性の低減を通じて、純利益の変動性を低減することになる。②の解消は、一方の再評価項目の評価損益をOCI計上し、他方の原価評価項目の損益認識時点と合わせることで純利益の変動性を低減できるが、純資産の変動性は解消されない。したがって、会計上のミスマッチには、「純資産(→純利益)のミスマッチ」をターゲットにするものと、「純利益のミスマッチのみをターゲット」にするものがある。本研究では、前者を「会計上のミスマッチ(純資産)」とし、後者を「会計上のミスマッチ(純利益)」と称す。

本章では、経済的ミスマッチを報告し、会計上のミスマッチを解消させることから、いかなる帰結がもたらされ得るのか検討した。

図表2は、資産・負債に原価評価または公正価値評価を適用する場合に起こり得るミスマッチを示したものである。純利益または純資産において会計上のミスマッチが生ずるのは、図表中の(ii)(iii)(iv)(vi)(vii)(viii)である。「会計上のミスマッチを解消させる」という標語のみから言えることは「ミスマッチを解消できるように、様々な会計トピックスにおいて会計処理のオプション化を認めるか、会計処理を画一化すべきである」ということである。ただし、会計処理の選択肢の幅を広げることは、代替的な会計手続の排除を極力図ってきたIASBのこれまでの方針と反する。会計上のミスマッチの解消に加えて、経済的なミスマッチを明らかにするためには、保険負債とその裏付資産ともに経済価値ベースでの評価が要請されることになる。IASBは、保険会社の保有する資産の会計処理の変更を要請するものではないと、保険契約プロジェクトの審議過程にお

いて度々述べているが、保険負債に現在価値モデルを適用し「経済的ミスマッチの報告」と「会計上のミスマッチの解消」を掲げることで、実質的に資産側の会計処理を規定ないし限定していることになる。

図表2 資産・負債のミスマッチの解消、および報告状況

		資産		
		HC (AC)	FV-NI	FV-OCI
負債	HC (AC)	(i)	(ii)	(iii)
	FV-NI	(iv)	(v)	(vi)
	FV-OCI	(vii)	(viii)	(ix)

HC (AC) : 原価（償却原価）評価

FV-NI : 公正価値評価・評価差額は純利益計上

FV-OCI : 公正価値評価・評価差額は OCI 計上

	会計上のミスマッチ（純利益）の解消	会計上のミスマッチ（純資産）の解消	経済的ミスマッチ（純利益）の報告	経済的ミスマッチ（包括利益）の報告
(i)	○	○	×	×
(ii)(iv)	×	×	×	×
(iii)(vii)	○	×	×	×
(v)	○	○	○	○
(vi)(viii)	×	○	×	×
(ix)	○	○	×	○

○ : ミスマッチ解消（報告）

× : ミスマッチ解消（報告）せず

IASB では「経済的ミスマッチの報告」の正当性は、保険契約を取り巻く経済事象についてレリバントで忠実な表現を提供する点にあると考えられているようだが、経済状態をありのままに報告するような「保険負債（加えて裏付資産）の変動」情報自体が「レリバント」であることは必ずしも自明ではない。この点を明らかにする格好の素材が、保険負債測定における自己の信用リスクの取り扱いを巡る議論である。

IASB は、保険契約の理想的な測定モデルとして「経済的ミスマッチを報告し、会計

上のミスマッチを発生させない」モデルを掲げてきたが、当該モデルにしたがえば、保険負債の評価に自己の信用リスクの影響を加味することは必然と思われる。保険負債の裏付資産が公正価値評価される（あるいは減損損失が認識される）場合、保険負債の測定に信用リスクの影響を反映しないことは会計上のミスマッチを生じさせることになるからである。また、純資産に十分な余裕がある企業とそうでない企業では、同程度の資産の毀損であったとしても資産と負債とで信用リスクの変動に対する影響が異なると指摘されている（中村 2011）。これは、資産と負債との信用リスクの影響に対する経済的ミスマッチである。

IASB の保険契約プロジェクトでは当初、保険負債の測定に信用リスクを加味することが提案された。しかし第 5 章で述べたように、当該提案は利害関係者の意向を踏まえ取り下げられることとなった。したがって、保険負債の裏付資産の価値下落が保険会社の信用リスクに影響を及ぼす場合、資産と負債との間に会計上のミスマッチが生じ、かつ信用リスクに起因する経済的ミスマッチは報告されないこととなった。

本章では、信用リスクの取り扱いについて利害関係者の理解が得られなかった背景を探るため、IASB 提案に寄せられたコメント分析を行った。その結果、多くの利害関係者が「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」を保険契約会計に期待していることが明らかとなった。保険契約は、保険会社が債務を全額履行することが求められており、保険負債の履行を前提とすれば、信用リスクの変動による利得を実現する機会はない。そのような利得の計上が情報利用者に誤解を与えかねないとの懸念の方が、資産と負債とのミスマッチを生じさせる、あるいは報告しないとの懸念を優に上回った。すなわち、ストックの変動に基づくフロー情報には有用性がないと判断されたのである。

第 4 章で考察したように、資産負債アプローチに基づく対応観は「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄であったが、資産・負債のマッチングもこれと同様「企業が実際に行った活動をトレース」することは特段意図されていない。ALM の最適化を行うためには「資産と負債のミスマッチ」に対処する必要はあるものの、ALM の最適化は保険会社が保険契約の履行を確実にを行うための土壌を整えるものでもある。そこでは、利益を「企業活動の効率性の測定尺度」と見なしただで「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という、収益費

用アプローチのもとでの伝統的な対応観の意義が失われていないといえよう。

第7章 保険契約の収益認識

本章では、第6章の検討結果を補強するために、保険契約の収益認識問題にも着目して、保険契約会計には実現・対応を基軸に置く期間損益計算の枠組みに依然として意義が見出されている点を明らかにした。IASB 保険契約プロジェクトでは公正価値モデルが棄却されたあたりから、当時審議が進められてきた収益認識プロジェクトとの整合性が図られることとなる。周知のように、収益認識プロジェクトでは当初、実現・稼得過程アプローチからの脱却が図られたものの、最終基準化に当たっては当該アプローチと大差ないものとなった。本章ではまず、伝統的な「実現」から IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の「履行義務の充足」までの収益認識規準を概括し、収益計上の適格要件を明らかにしつつ、保険契約会計に求められる収益認識規準の要件の抽出作業を行った。

続いて本章では、IASB 保険契約プロジェクトにおいて言及された収益認識プロジェクトとの整合性について検討を行った。保険契約プロジェクトでは、IFRS 第15号と整合的な点として(1) (負債の内訳項目間での振替はあっても) 負債総額は変動しない点、(2) 初期利得の計上を認めない点、(3) 契約から生じる履行義務を充足するにつれて収益認識する点が挙げられている。

ただし、これらの整合点は形式的なものに過ぎない。(1) の点について言えば、保険負債が IFRS 第15号の契約負債と同様に測定されるかは CSM 次第といえる。CSM が使い果たされてしまえば、将来キャッシュフローやリスク調整の変動が負債総額に影響を与えることとなる。

(2) (3) の点で整合性が図られるようになったということは、保険契約プロジェクトでも収益認識プロジェクトと同様、実現・稼得過程アプローチへの回帰がみられたといえる。しかし、保険契約プロジェクトでは、各期間の契約ポジションを決定する(再測定する)ことに始まり、期首と期末の差額として保険契約収益が算定される。このため、ストックの変動からフローを捉えることになるが、ストックの変動から履行義務の充足と関係ない変動を除外するように調整すれば、企業の履行を忠実に表現することになるとされる。そのような調整が可能なのは、やはり将来の見積もりの変動を CSM が吸収する限りにおいてである。CSM が使い果たされた場合、保険契約収益には評価性

の項目が算入することとなり、その数値が契約の履行状況を反映した指標となるのか疑わしいものになりかねない。そもそも企業会計基準委員会（2013, p.9）は、IASB の提案する保険契約収益は「保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示される」ため、履行義務の充足パターンを適切に表示するものではないと指摘している。また、IASB 提案では現金収支を測定のアンカーとすることは特に意図されておらず、このために、フロー情報の操作可能性が高まる可能性がある。

他方 FASB では、IASB 提案から離れて、保険契約の収益認識に伝統的な実現主義でも重視されてきた「対外取引の成立」要件を取り込むことで、契約の履行状況を反映した成果指標を設定しようとの試みがなされている。FASB 提案に基づく、マージンがリスクから解放される程度は、キャッシュフローの変動性の低減から判断されることになるが、変動性の低減はマージンの恒常的な再測定によって把握されるのではなく、特定事象の発生時期、発生頻度やその損失額に関する不確実性の低減を考慮することになる。具体的には、不確実性の低減に関する判断は過去の経験などに基づき、特定の時点（保険金の発生、請求、決済時期など）で変動性を評価することとなる。FASB が例示したこれらの判断時点は保険事故発生後に集中している。このことは、保険事故発生によって保険金額がほぼ確定し、キャッシュフローの変動性が大幅に低減する（不可逆的な状態になる）ことを示している。保険金支払は契約者との交換取引の一種であり、契約者への保険サービス提供を直接観察できるような事象である。

FASB と IASB でマージンの処理に対して方向性が異なる背景としては、第 5 章で見たように、IASB は「リスクの明示的な測定」に重きを置く一方、FASB は「契約の潜在的な利益の『実現』」に重きを置いていたことが思い起こされる。このため FASB では「決定的事象の遂行」を重視し「顧客の視点」を取り込むことで、契約の履行状況の把握について客観化が試みられているといえよう。

IASB の保険契約プロジェクトは「フローの側面から捉えた業績の測定」に苦心しているが、利害関係者からの全面的な賛同が得られていない背景には、IASB が保険サービスの移転を確定的かつ客観的に捉える成果指標を提示できていないことがあるといえよう。それは、プロジェクトの提案が（部分的であっても）「ストック志向的」であることに起因する。これは、IASB が「客観性」を「測定可能性」と捉えていることとも無関係ではなかろう。

第8章 保険契約会計の展望

本章では、これまでの検討を踏まえつつ、保険契約会計の展望について考察した。前述のようにIASBの保険契約プロジェクトにおけるストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立は、ストックモデルを支持する基準設定主体と、フローモデルにも意義を見出す利害関係者との対立でもあった。プロジェクトに寄せられたコメントレターの多くは財務諸表作成者（＝保険会社）から寄せられていたが、彼らは主たる情報利用者として、短期的に株の売り抜けを狙う投資家ではなく、長期的に企業と係わる資金提供者として株主に加えて、保険契約者を想定していたからこそフローモデルを支持していたと考えられる。

本章ではまず、保険契約会計における主たる情報利用者とその情報ニーズについて確認した。保険契約者保護を主眼に置く保険法定会計のもとでは、その情報利用者は保険契約者ないしは監督当局である。他方、一般目的会計のもとでは、概念フレームワークにしたがえば、その情報利用者は企業への資金提供者である。一般目的会計においては、資金提供者の経済的意思決定に資する情報提供が会計（財務報告）の主目的として掲げられるが、投資者の投資意思決定に有用な情報を提供することに特に焦点が当てられる。ただし第1章で触れたように、保険会社の資本構成はその9割が保険負債に拠っており、株式会社化の進む昨今においてもなお、保険会社にとっての第一義的な資金提供者は保険契約者ということになる。そこで保険契約者の関心を一般目的会計に引きつけた場合、保険契約会計の構造に変化が生じないかが問題となる。投資家と契約者の情報ニーズとの間に齟齬が生じる可能性があるためである。

保険法定会計のもとでは、保険契約者は債権者に近い立場として位置づけられる。保険契約者を保険会社の債権者として捉えた場合、契約者保護の観点から、利害調整目的に重きを置いた会計制度が採用され得る。しかし、たとえ保険契約者を債権者と捉えたとしても、一般目的会計のもとで、保険会社への資金提供者として位置づけた場合、投資家ないし株主の投資意思決定と同様に、保険契約者（正確には契約加入希望者）は保険商品の購入意思決定に資する情報提供を保険契約会計に望むこととなろう（須田2001, p.37）。

一般目的会計のもと、投資家ないし株主と保険契約者の情報ニーズを比べた場合、意思決定時点における保険契約ないし保険会社の収益性と支払能力（リスク・バッファー）について関心があることは共通していると思われる。保険会社のリスク・バッファーの

開示は、保険契約者（加入希望者）による保険商品の購入意思決定の際に有用な情報であるのみならず、契約締結後、正式な契約者となった後においても、適正な水準のバッファーが企業に留保されているかを知るために必要とされる。

IASB 自体は利害調整目的の情報提供を意図していないものの、その基準案がソルベンシー規制でのストックモデルのフォーマットと類似しているために、結果として、契約者の利害調整目的の情報活用にも資する情報提供を行っている可能性はある。このことはマージン情報を通じて、契約者と投資家ないし株主の視点を部分的にでも共有化できる可能性を示している。

ただし注意が必要なのは、契約者と投資家ないし株主の視点が共有化されるとはいつでも、契約者を投資家ないし株主とまったく同一のポジションとみなすことはできない点である。両者の際立った相違は「投資の回収手段」に現れる。投資家ないし株主は、株式の売却を通じた「投資の回収」を容易に行うことができる一方、保険契約者は、その持分を手放して他の企業の保険契約に乗り換えることは容易ではない（江澤 2002, p.205）。保険契約者の多くは、契約の解約は可能であるものの実際の解約率は低く、契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと想定される。

続いて本章では、保険契約プロジェクトで見られた、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しの原動力の所在を明らかにするために、IASB の提示するストックモデルの意義と問題点について確認したのち、フローモデルないしフロー情報に期待される意義について考察を加えた。

IASB の提示するストックモデルの意義は、保険会社と利害関係者との情報の非対称性を適時に緩和するためのマージン情報に集約されよう。IASB 提案では、保険契約に内在するリスクを示すリスク調整と、未稼得利益を示す CSM が計上される。繰延対応アプローチに基づく会計実務のもとでは、基本的に個別に認識されなかったマージンを開示することを通じて、保険会社（経営者）と外部情報利用者間との情報の非対称性が緩和され得る。

他方、フロー情報については、これまでの検討から明らかなように、多くの利害関係者は、ストックの変動性をフロー情報に持ち込むことに対して拒否反応を示していた。IASB の保険契約プロジェクトにおいて観測された、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しは、ストックモデルに基づく情報のみでは、意思決定に有用な情報が提供され得ないことを端的に示している。それはなぜか。第 2 章では、保険契約会計におい

でもフロー情報は、投資家が株主資本価値を算定する際のインプット情報として用いられており、ストック情報にはこの役割を果たし得ないことを挙げた。

第6章で確認したように、利害関係者の要望を受け入れる形で、保険負債評価に自己の信用リスクを反映する提案は否決された。その背景には「保険負債とその裏付資産の評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」が会計情報に求められていたことがあった。ここでは、ボラティリティの程度を適時に正確に把握することよりも「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが会計情報に期待されているといえる。このような要望は、会計情報に確認価値が求められていることを示している。

なお、「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」情報を会計に求めることで、結果として、このような情報は（投資）意思決定（企業業績ないしのれん価値の推定）のみならず、受託責任を評価するのにも資するものとなる。保険契約は株式と異なり流動的な市場が存在しないため、投資の回収（退出）が容易ではない。この場合、保険契約者は契約満了まで保険会社に係わる利害関係者として、保険会社の受託責任に関心を持ち得る。以上のように、フロー情報で実績利益情報が提供される限りは、保険会社を取り巻く資金提供者（投資家と保険契約者）の情報ニーズを満たすことができよう。IASBの保険契約プロジェクトは、これらの情報ニーズを軽視したがために長期化の道へと進んだといえる。

以上のように、保険契約会計にストックモデルを取り入れたことで、保険負債の経済的な実態を示すことを通じて、保険会社と情報利用者間の情報の非対称性を緩和することが期待できるにしても、企業価値評価のインプット情報を提供するというフローモデル固有の意義が失われてしまう。フロー情報には、意思決定に資するよう予測価値に加えて、確認価値を有することが期待され、そのために、不可逆的で変動性が低く、見積もりから解放された客観的な（検証可能性のある）情報であることが望まれる。

このことから本研究では、保険契約会計のあり方として、上述の特性を満たすフロー情報がまず求められ、それを毀損しない範囲で、ストック情報において保険会社（保険負債）の経済的な実態を示すことが求められると考えた。本章では、このような情報提供のあり方を達成できる会計モデルとして、(1) 経済価値ベースのストック情報を注記で開示し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（ストック注記型フローモデル）、(2) ストックを経済価値評価するものの、評価差額をマージンで調整し、原価ベース

のフロー情報を提供するモデル（評価差額マージン調整型フローモデル）、(3) ストックを経済価値評価するものの、評価差額を OCI 計上することで、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額 OCI 計上型フローモデル）を提示し、それぞれのモデルについて考察を加えた。

ストック注記型フローモデルでは、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを採用し続けることが可能である²。また、繰り延べられた保険負債の収益認識については、IFRS 第 15 号とより整合的に処理するために、保険負債を顧客対価（取引価格）で測定し、履行義務の充足に従って収益認識していくアプローチが考えられる。履行義務の充足をいかに捉えるかに関しては、リスク分散を中核に置く保険サービスの特徴を踏まえ、リスクの低減を捉える（不可逆的な）決定的事象の発生から判断していくことが考えられる。なお、保険負債は（追加積立の必要がない限り）再評価されることはないため、貸借対照表上のストック自体は必ずしも現在の経済的状态を示すわけではない。経済価値ベースのストック情報は注記で示される。

評価差額マージン調整型フローモデルおよび評価差額 OCI 計上型フローモデルでは、ストックを経済価値評価したうえで、ストックの変動性をフロー（純利益）情報に含めないよう、評価差額はマージンで調整されるか OCI 計上される。評価差額マージン調整型フローモデルではマージンは負債として計上される。評価差額 OCI 計上型フローモデルにおいてマージンのクッションとしての役割を示すために、マージンは負債ではなくその他の包括利益累計額（AOCI）として繰り延べられる必要がある。この意味では、評価差額 OCI 計上型フローモデルのもとでも評価差額をマージンで調整していることには変わらない。

なお、評価差額マージン調整型フローモデルでは、マージンがリスク・バッファーとして使い果たされた場合、（経済価値ベースの ALM に移行するとともに）ストックの変動性がフローに混入することとなる。これは、「契約の収益性が不確実性に晒されている状況にある」という経済的実態をフロー情報に反映させることを意味する。ストック注記型フローモデルにおいても、不利な環境変化などにより、従前の保険負債の積立額では義務を履行できない際には、負債の追加積立が要求されるが、評価差額マージン

² 保険料収入に着目した収益認識のアプローチは、契約履行前に収益を計上するため、「保険会計の特殊性」として批判を受けることがあった。しかし、伝統的な保険会計実務のもとでは、保険料収入は、保険会社が提供する保険サービスの進捗度（保険サービスの部分的な移転の指標）と関連付けられてきたと考えられる。

調整型フローモデルでは、この追加積立の識閾値が「マージンの（完全）費消」に求められることとなる³。

このため、評価差額 OCI 計上型フローモデルでも、上記 2 つのモデルと同様の損益計算を行うのであれば、AOCI として計上されたマージンで吸収しきれないほどの損失が発生した時点で、（マイナスの AOCI として処理するのではなく）純利益に反映させる（損失にリサイクリングする）ことになる。

終章

終章では、本研究における総括と課題を示した。終章で示した結果は以下の通りである。

本研究では、IASB の保険契約会計基準の策定プロジェクトの変遷を辿りつつ、保険契約会計におけるストックモデルとフローモデルとの会計モデル間対立から引き起こされる問題について検討を行ってきた。IASB の保険契約プロジェクトでは当初、ストックモデルに基づく保険契約会計基準の策定作業が進められてきたが、利害関係者からの要望を受け入れていくうちに、フローモデルへの部分的な回帰がなされている状況にある。本研究を通じて、保険契約会計ではストックの価値評価に焦点を当てるだけでは情報利用者のニーズに適うことはできず、そのニーズを満たすに当たり、フローモデルないしそれを支える基礎概念の意義が依然として認められることが明らかとなった。

フローモデルへの回帰がなされた背景には、多くの利害関係者が「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」を保険契約会計に期待していたことがあった。保険業を取り巻く周辺制度では経済価値ベースの資産・負債評価が取り入れられているが、保険契約会計には、経済価値ベースの ALM によって完全に管理しきれないボラティリティの程度を適時に正確に把握することよりも「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが依然として求められているのである。保険契約会計では、ストックモデルの意義が認められるとしても、ストックの変動からフローを規定するモデルに有用性がないと認知されている。それは、保険契約ないし保険会社そのものが短期的に売り買いされるような投資物とはみなされていないためでもあろう。

³ スtock注記型フローモデルにおいても、マージン額が明示的に示されていないだけで、マージンを使い果たしたことが追加積立の識閾値となり得る。

保険契約プロジェクトが長期化した背景、あるいは FASB と IASB のコンバージェンス作業が破綻した背景には、ストックモデルとフローモデルの対立が横たわっていた。また、IASB の保険契約プロジェクトではフローモデルへの揺り戻しがなされているものの、その揺り戻しの程度が利害関係者の望むレベルまでなされているかは明らかではない。保険契約会計では、ストック情報では見積もりに基づく数値が提供され得るからこそ、フロー情報には見積もりに拠らない実績利益情報が求められるといえよう。現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチは、収入保険料のみを収益計上するという「分かり易さ」もさることながら、客観的で不可逆的な数値によってフロー情報を規定するという利点があったからこそ、今日まで支持されてきたといえる。現行実務の利点を踏まえながら保険契約会計基準の策定を進めるアプローチこそが、現実的で、かつ意義のある解決策を提示できよう。

本研究を通じて、長い間迷走を続けてきた保険契約会計基準の策定作業に対して解決の糸口を示すことができたと考える。

ただし、本研究には以下の残された課題がある。本研究では、投資家の投資意思決定ないし契約者の保険商品の購入意思決定に際して、有用な会計情報を提供できる保険契約会計のあり方について検討を行った。このため本研究では、保険株式会社における保険契約会計の在り方を主たる検討対象としており、株式会社と相互会社とでは利害関係者の情報ニーズが異なるのか詳細な検討を行っていない。相互会社における保険契約会計について、株式会社を念頭に置いた保険契約会計との差異を明らかにすることが、本研究の残された課題のひとつである。

また、本研究では、保険契約会計におけるフローモデルとストックモデルの対立から生ずる問題を明らかにし、その解消に向けた帰着点を検討することに焦点を当てていた。このため、多種にわたる保険商品に対する個別論点は主たる検討対象としていない。保険契約の内容・性質にかかわらず、本研究で指摘したフロー情報の意義は遜色ないものと考えられる。ただし、その点をより明確に示すためには、多種にわたる保険商品に対するさらなる検討が必要である。この点が、本研究に残されたいまひとつの課題である。

【参考文献】

Beams, F. A. 1968. *A Critical Examination of the Matching Concept in Accountancy*. Urbana, IL: University of Illinois.

- Bedford, N. M. 1965. *Income Determination Theory: An Accounting Framework*. Boston, MA: Addison-Wesley. (大藪俊哉・藤田幸男共訳. 1984.『利益決定論: 会計理論的フレームワーク』中央経済社.)
- Edwards, E. O., and P. W. Bell. 1961. *The Theory and Measurement of Business Income*. Berkeley: University of California Press. (伏見多美雄・藤森三男訳. 1964.『意思決定と利潤計算』日本生産性本部.)
- Paton, W. A., and A. C. Littleton. 1940. *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. American Accounting Association Monograph No. 3. Urbana, IL: AAA. (中島省吾訳. 1962.『会社会計基準序説 (改訳版)』森山書店.)
- Storey, R. K. 1978. *Matching Revenues with Costs*. New York, NY: Arno Press.
- 江澤雅彦. 2002.『生命保険会社による情報開示』成文堂.
- 荻原邦男. 2000.「生命保険会社の ALM」森平爽一郎編著.『ファイナンシャル・リスクマネジメント』朝倉書店: 75-111.
- 企業会計基準委員会. 2013.「改訂公開草案「保険契約」に対するコメント」 Available at: https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20131101.pdf (Accessed 9 Aug 2016)
- 須田一幸. 2001.「生命保険会計制度の行方」『JICPA ジャーナル』13(8): 36-43.
- 辻山栄子. 2007.「収益認識をめぐる欧州モデル」『会計』172(5): 1-22.
- 中村英敏. 2011.「金融負債の公正価値測定に関する一考察」『会計プロGRESS』12: 13-27.
- 水島一也. 2006.『現代保険経済 (第 8 版)』千倉書房.
- 米山高生. 2008.「保険の仕組みと保険の定義—保険集団の存在を前提とした所説の再検討をとおして」石川重森.『保険学のフロンティア』慶應義塾大学出版会: 57-73.